アース外語学院　学則

第１章　総則

(目的)
第１条　本校は、外国人に対して日本語教育を行い、大学等への進学およびその他の学習者個々の目的を達成するに十分足る、総合的コミュニケーション能力の養成・向上と、国際的文化交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)
第２条　本校は、アース外語学院という。

(位置)
第３条　本校は、大阪府堺市北区金岡町２２７４－４に置く。

第４条　本学は，その教育の一層の充実を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。
2．前項の点検及び評価の実施に関し，必要な事項は別に定める。

第２章　コース、修業期間、収容定員および休業日

(コース、修業期間及び収容定員)
第５条　本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名		収容定員	クラス数
進学２年コース	４月生	２４０名	１２クラス
進学１年９か月コース	７月生	４０名	２クラス
進学１年６か月コース	１０月生	８０名	４クラス
進学１年３か月コース	１月生	４０名	２クラス
合計		４００名	２０クラス

(始期・終期等)
第６条　本学のコースは、４月、７月、１０月及び１月に始まり、３月に終わる。
2．前項の期間を分けて、次の学期とする。

《各コース共通で次の学期とする。》
(1)　春学期　４月中旬から　６月下旬まで　（１０週間）
(2)　夏学期　７月上旬から　９月下旬まで　（１０週間）
(3)　秋学期　１０月中旬から　１２月下旬まで　（１０週間）
(4)　冬学期　１月上旬から　３月中旬まで　（１０週間）

(休業日)
第７条　本学の休業日は、以下のとおりとする。
(1)　土曜日及び日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律で規定する休日
(3)　春休み　　３月下旬から　４月上旬まで（２週間）
(4)　夏休み　　８月上旬から　８月下旬まで（４週間）
(5)　秋休み　　９月下旬から１０月上旬まで（１週間）
(6)　冬休み　１２月下旬から　１月上旬まで（２週間）
2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)
第８条　授業の終始時刻は、校長が定める。

第 3 章　教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)
第９条　本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の各号に定めるとおりとする。
ただし、ここにいう授業時数の単位時間は、４５分とする。

(1) 進学２年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
初級	・日本語表記の指導 ・日本語の発音の指導 ・初級の語彙、文法の指導 ・平易な日常会話をモデルにした聴解指導 ・日常的なタスクによる会話指導 ・初級の語彙・文法・漢字で書かれた、600 字程度の長さの文章を読解できるように指導 ・自作教材とはがき・手紙・原稿用紙などを用い、日常的な話題での 400 字程度の簡単な内容の文章が書けるように指導 ・自作教材を使って、読みやすいひらがな、カタカナを書き、漢字に慣れるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
初中級	・初級の学習内容の復習 ・N3 レベルの語彙、文法の指導 ・日常生活の様々な場面における自然に近いスピードの会話を理解するための聴解能力と意見を述べるための表現能力を習得するための指導 ・具体的な内容の、ふりがなのない文章を読解する能力の養成 ・新聞の見出しや広告を読み、必要な情報を獲得する読解力の養成 ・自らの経験や希望、意見などを表現するための作文指導 ・アカデミック・ジャパニーズ習得を視野に入れた指導 ・JLPT N3 合格に向けた試験対策の指導 ・社会的な視野を持たせる課題のテーマを与え、社会的視野を持った文章が書けるように指導 ・漢字を 600 字程度読み書きできるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	２００時間 （１０週）
中級	・N2 レベルの語彙、文法の指導 ・ディスカッションやディベートに必要な日本語能力の養成 ・新聞や雑誌などをできるだけ辞書を使わないで読み、理解するための能力養成 ・スピーチの原稿作成、発表を通じて自らの意見を表現する能力の養成 ・限られた時間内に論理的な文章を書く力の養成 ・アカデミック・ジャパニーズを習得するための指導	４００時間 （２０週）

	・JLPT N2 合格に向けた試験対策の指導 ・N2 レベルの漢字を 1000 字程度読み書きできるように指導 ・アカデミックな内容を含む会話ができるように指導 ・日本留学試験において日本語 200 点・記述 30 点以上を獲得できる日本語能力の養成 ・日本社会の様々な事象について学ぶ ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	
上級１	・N１レベルの語彙、文法の指導 ・学校案内や募集要項を読み、内容を理解し、疑問点を日本語で質問する能力の養成 ・自らの将来をかんがみて志望理由書を作成する能力の養成 ・日本の新聞を読んで理解できる読解力の養成 ・日常生活においては、ニュース番組、テレビドラマ、映画などを日本語で楽しめる聴解力の養成 ・JLPT N1 合格に向けた試験対策の指導 ・N1 レベルの漢字の指導 ・漢字を 1800 字程度読み書きできるよう指導 ・専門分野の語彙を含むアカデミックな会話ができるように指導 ・日本留学試験において日本語 300 点・記述 40 点以上を獲得できる日本語能力の養成 ・様々な日本事情を理解できるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
上級２	・上級レベルの語彙、文法の指導 ・大学のゼミや会議に出席し、日本人と日本語で意見交換ができるレベルの４技能の養成 ・志望する専門分野の用語についても学習する ・論文や専門分野の書物を読み、自らの考えをレポートにまとめる能力の養成 ・日本の高校生が持っている程度の一般教養を養成 ・漢字を 2000 字程度読み書きできるよう指導 ・日本事情が前提で授業が進んでも、理解できるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	２００時間 （１０週）

(2) 進学１年９か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
初級	・日本語表記の指導 ・日本語の発音の指導 ・初級の語彙、文法の指導 ・平易な日常会話をモデルにした聴解指導 ・日常的なタスクによる会話指導 ・初級の語彙・文法・漢字で書かれた、600 字程度の長さの文章を読解できるように指導 ・自作教材とはがき・手紙・原稿用紙などを用い、日常的な話題での 400 字程度の簡単な内容の文章が書けるように指導 ・自作教材を使って、読みやすいひらがな、カタカナを書き、漢字に慣れるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
初中級	・初級の学習内容の復習 ・N3 レベルの語彙、文法の指導 ・日常生活の様々な場面における自然に近いスピードの会話を理解するための聴解能力と意見を述べるための表現能力を習得するための指導 ・具体的な内容の、ふりがなのない文章を読解する能力の養成 ・新聞の見出しや広告を読み、必要な情報を獲得する読解力の養成 ・自らの経験や希望、意見などを表現するための作文指導 ・アカデミック・ジャパニーズ習得を視野に入れた指導 ・JLPT N3 合格に向けた試験対策の指導 ・社会的な視野を持たせる課題のテーマを与え、社会的視野を持った文章が書けるように指導 ・漢字を 600 字程度読み書きできるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	２００時間 （１０週）

中級	・N2 レベルの語彙、文法の指導 ・ディスカッションやディベートに必要な日本語能力の養成 ・新聞や雑誌などをできるだけ辞書を使わないで読み、理解するための能力養成 ・スピーチの原稿作成、発表を通じて自らの意見を表現する能力の養成 ・限られた時間内に論理的な文章を書く力の養成 ・アカデミック・ジャパニーズを習得するための指導 ・JLPT N2 合格に向けた試験対策の指導 ・N2 レベルの漢字を 1000 字程度読み書きできるように指導 ・アカデミックな内容を含む会話ができるように指導 ・日本留学試験において日本語 200 点・記述 30 点以上を獲得できる日本語能力の養成 ・日本社会の様々な事象について学ぶ ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
上級１	・N１レベルの語彙、文法の指導 ・学校案内や募集要項を読み、内容を理解し、疑問点を日本語で質問する能力の養成 ・自らの将来をかんがみて志望理由書を作成する能力の養成 ・日本の新聞を読んで理解できる読解力の養成 ・日常生活においては、ニュース番組、テレビドラマ、映画などを日本語で楽しめる聴解力の養成 ・JLPT N1 合格に向けた試験対策の指導 ・N1 レベルの漢字の指導 ・漢字を 1800 字程度読み書きできるよう指導 ・専門分野の語彙を含むアカデミックな会話ができるように指導 ・日本留学試験において日本語 280 点・記述 35 点以上を獲得できる日本語能力の養成 ・日本事情が前提で授業が進んでも、理解できるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）

(3) 進学１年６か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
初級	・日本語表記の指導 ・日本語の発音の指導 ・初級の語彙、文法の指導 ・平易な日常会話をモデルにした聴解指導 ・日常的なタスクによる会話指導 ・初級の語彙・文法・漢字で書かれた、600 字程度の長さの文章を読解できるように指導 ・自作教材とはがき・手紙・原稿用紙などを用い、日常的な話題での 400 字程度の簡単な内容の文章が書けるように指導 ・自作教材を使って、読みやすいひらがな、カタカナを書き、漢字に慣れるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
初中級	・初級の学習内容の復習 ・N3 レベルの語彙、文法の指導 ・日常生活の様々な場面における自然に近いスピードの会話を理解するための聴解能力と意見を述べるための表現能力を習得するための指導 ・具体的な内容の、ふりがなのない文章を読解する能力の養成 ・新聞の見出しや広告を読み、必要な情報を獲得する読解力の養成 ・自らの経験や希望、意見などを表現するための作文指導 ・アカデミック・ジャパニーズ習得を視野に入れた指導 ・JLPT N3 合格に向けた試験対策の指導 ・社会的な視野を持たせる課題のテーマを与え、社会的視野を持った文章が書けるように指導 ・漢字を 600 字程度読み書きできるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	２００時間 （１０週）

中級	・N2 レベルの語彙、文法の指導 ・ディスカッションやディベートに必要な日本語能力の養成 ・新聞や雑誌などをできるだけ辞書を使わないで読み、理解するための能力養成 ・スピーチの原稿作成、発表を通じて自らの意見を表現する能力の養成 ・限られた時間内に論理的な文章を書く力の養成 ・アカデミック・ジャパニーズを習得するための指導 ・JLPT N2 合格に向けた試験対策の指導 ・N2 レベルの漢字を 1000 字程度読み書きできるように指導 ・アカデミックな内容を含む会話ができるように指導 ・日本留学試験において日本語 200 点・記述 30 点以上を獲得できる日本語能力の養成 ・日本社会の様々な事象について学ぶ ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
上級１	・N１レベルの語彙、文法の指導 ・大学のゼミや会議に出席し、日本人と日本語で意見交換ができるレベルの４技能の養成 ・学校案内や募集要項を読み、内容を理解し、疑問点を日本語で質問する能力の養成 ・自らの将来をかんがみて志望理由書を作成する能力の養成 ・日本の新聞を読んで理解できる読解力の養成 ・日常生活においては、ニュース番組、テレビドラマ、映画などを日本語で楽しめる聴解力の養成 ・N1 レベルの漢字の指導 ・漢字を 1500 字程度読み書きできるよう指導 ・専門分野の語彙を含むアカデミックな会話ができるように指導 ・日本事情が前提で授業が進んでも、理解できるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	２００時間 （１０週）

（4）進学１年３か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
初級	・日本語表記の指導 ・日本語の発音の指導 ・初級の語彙、文法の指導 ・平易な日常会話をモデルにした聴解指導 ・日常的なタスクによる会話指導 ・初級の語彙・文法・漢字で書かれた、600 字程度の長さの文章を読解できるように指導 ・自作教材とはがき・手紙・原稿用紙などを用い、日常的な話題での 400 字程度の簡単な内容の文章が書けるように指導 ・自作教材を使って、読みやすいひらがな、カタカナを書き、漢字に慣れるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）
初中級	・初級の学習内容の復習 ・N3 レベルの語彙、文法の指導 ・日常生活の様々な場面における自然に近いスピードの会話を理解するための聴解能力と意見を述べるための表現能力を習得するための指導 ・具体的な内容の、ふりがなのない文章を読解する能力の養成 ・新聞の見出しや広告を読み、必要な情報を獲得する読解力の養成 ・自らの経験や希望、意見などを表現するための作文指導 ・アカデミック・ジャパニーズ習得を視野に入れた指導 ・JLPT N3 合格に向けた試験対策の指導 ・社会的な視野を持たせる課題のテーマを与え、社会的視野を持った文章が書けるように指導 ・漢字を 600 字程度読み書きできるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	２００時間 （１０週）

中級	・N２レベルの語彙、文法の指導 ・ディスカッションやディベートに必要な日本語能力の養成 ・新聞や雑誌などをできるだけ辞書を使わないで読み、理解するための能力養成 ・スピーチの原稿作成、発表を通じて自らの意見を表現する能力の養成 ・限られた時間内に論理的な文章を書く力の養成 ・アカデミック・ジャパニーズを習得するための指導 ・JLPT N3 合格に向けた試験対策の指導 ・JLPT N2 合格に向けた試験対策の指導 ・N3～N2 レベルの漢字の指導 ・漢字を 1000 字程度読み書きできるように指導 ・アカデミックな内容を含む会話ができるように指導 ・日本事情が前提で授業が進んでも、理解できるように指導 ・日帰りで校外の施設を見学・研修を行い、日本の文化・習慣を肌で体験しながら、学んだ日本語と結びつき、自然な定着を図る	４００時間 （２０週）

(学習の評価)

第１０条　学習の評価は、各学期末に行われる期末試験の成績、学期毎の出席状況、授業態度を総合的に判断して７段階評価とする。

(教職員組織)

第１１条　本校には次の教職員を置く。

(1) 校長
(2) 主任教員
(3) 教員　　２０名以上　（うち専任１０名以上）
(4) 生活指導担当者　１名以上
(5) 事務職員　　１名以上

2. 前項のほか、必要な契約職員を置くことができる。
3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4. 校長は各学期に最低１回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況・生活状況等を検討する。
5. 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。
6. 各クラスの担任教師はそのクラスの他の教師と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
7. 初任教師は一定期間の研修を受け、本校のクラス運営、ファイリング、教授法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第 4 章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第１２条　原則として、在留資格留学により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) １２年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
(2) 年齢が１８才以上の者
(3) 正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
(4) 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者
(5) 日本語を１５０時間以上履修し、日本語能力Ｎ５級程度以上の日本語能力がある者。

2. 前項の条件に限らず、出入国在留管理局より在留資格に問題がないと認められた者は、校長は入学を許可することができる。

(入学時期)

第１３条　本校への入学は、年４回とし、その時期は、４月、７月、１０月及び１月とする。

(入学手続)
第１４条　本校への入学手続は、以下のとおりとする。
(1)　本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第２０条に定める入学出願料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
(2)　本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学許可者に対して必要な手続を行い、入学者を決定する。
(3)　本校に入学を許可された者は、指定期日までに第２０条に定める入学金及び必要な書類を添えて、申請学期の入学手続をしなければならない。

(休学・復学)
第１５条　学生が疾病その他やむを得ない事由によって、１０日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)
第１６条　期間の途中で退学する者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了及び卒業の認定)
第１７条　校長は、前号で定められた各学期について第１０条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。
2. 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与し、本校が定める一定の履修を終えた者に対して、受講証を発行する。

(褒賞)
第１８条　校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な者に対して、その最優秀者に褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)
第１９条　学生が、本校の学則その他本学の定める諸規則を守れず、その本分にもとる行為があったときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学、及び退学の３種とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当な理由なく出席が不良な者
(4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第 5 章　学生納付金

(学生納付金)
第２０条　本校進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。

コース名		入学検定料	入学金	授業料	その他納付金	小計(税抜)	小計(税込)
進学２年コース	１年目	30,000 円	70,000 円	800,000 円	55,000 円	955,000 円	1,049,500 円
	２年目			800,000 円	55,000 円	855,000 円	939,500 円
進学１年９か月コース	１年目	30,000 円	70,000 円	600,000 円	45,500 円	745,500 円	819,250 円
	２年目			800,000 円	55,000 円	855,000 円	939,500 円
進学１年６か月コース	１年目	30,000 円	70,000 円	400,000 円	35,800 円	535,800 円	588,800 円
	２年目			800,000 円	55,000 円	855,000 円	939,500 円
進学１年３か月コース	１年目	30,000 円	70,000 円	200,000 円	26,500 円	326,500 円	358,750 円
	２年目			800,000 円	55,000 円	855,000 円	939,500 円

(納入)
第２１条　学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
2.　学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替えあるいは免除は行わないものとする。
3.　いかなる学生でも休学した場合、授業料の振替え免除は行わないものとする。

(滞納)
第２２条　学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を１学期以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には､校長は当該学生に対して除籍処分を行うことができる。

(生徒納付金の返還)
第２３条　　すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。
(1) 入学する年度以前（4 月入学の場合は 3 月 31 日、7 月入学の場合は 6 月 30 日、10 月入学の場合は 9 月 30 日、1 月入学の場合は 12 月 31 日） に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、その他納付金
(2) 損害賠償額の予定又は違約金の定めの性質を有する授業料等の平均的な損害を超えた部分
2.　前項の手続をする場合には、次の必要書類のうち、必要とされるものを本学に提出又は提示するものとする。
(1) 納付金の領収書
(2) 事情説明書
(3) 未使用の「在留資格認定証明書」
(4) パスポート
(5) その他、本学が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの
注：必要書類がそろっていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できないこともある。

第 6 章　雑則

(学生証)
第２４条　入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(寄宿舎)
第２５条　寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)
第２６条　本校に入学する学生は入学時に、本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、来日後の在学生の健康診断は毎年１回、別に定めるところにより実施する。

(健康保険加入)
第２７条　在留資格留学を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(忌引)
第２８条　忌引の期間は、次のとおりとする。ただし、親族が海外にいる場合は、(　)内の期間とする。

両親、兄弟	６日(１４日)
祖父母	３日(１０日)
その他の親族	１日(７日)

(細則)
第２９条　本学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則：(平成 30 年 4 月 1 日策定)
本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則：(令和 3 年 4 月 1 日一部改訂)
本学則は、令和 3 年 11 月 9 日から適用する。

附則：(令和 4 年 4 月 1 日一部改訂)
本学則は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

附則：(令和５年 4 月 1 日一部改訂)
本学則は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附則：(令和 6 年 4 月 1 日一部改訂)
本学則は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

附則：(令和 6 年 10 月 1 日一部改訂)
本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則：(令和 7 年 10 月 1 日一部改訂)
本学則は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。